

第4編 原子力災害対策編

目 次

第4編 原子力災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第1 只見町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
第2 只見町地域防災計画との関係	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	1
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態	2
第2 過酷事故等により想定される原子力災害の影響	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	2
第7節 関係機関による応援協力	2
第8節 原子力防災体制等の整備	2
第2章 原子力災害事前対策	3
第1節 基本方針	3
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	3
第1 情報の収集・連絡体制の整備	3
第2 情報の分析整理	4
第3 通信手段・経路の多様化	4
第4節 緊急事態応急体制の整備	5
第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	5
第2 災害対策本部体制等の整備	5
第3 長期化に備えた動員体制の整備	5
第4 防災関係機関相互の連携体制	5
第5 自衛隊との連携体制	5
第6 応援要請等に基づく受け入れ体制	5
第7 モニタリング体制等	5
第8 複合災害に備えた体制の整備	5
第9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	5
第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	6
第1 情報項目の整備	6
第2 情報伝達手段の整備	6
第3 住民相談窓口の設置等	6
第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備	6
第5 多様なメディアの活用体制の整備	6

第6節	避難収容活動体制の整備	6
第1	避難計画の作成	6
第2	指定緊急避難場所等の整備	6
第3	要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	7
第4	学校等施設における避難計画の整備	7
第5	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備	7
第6	住民等の避難状況の確認体制の整備	7
第7	居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	7
第8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	7
第9	指定緊急避難場所・避難方法等の周知	7
第7節	緊急輸送活動体制の整備	8
第1	専門家の移送体制の整備	8
第2	緊急輸送路の確保体制等の整備	8
第8節	救助・救急、医療、医療体制等の整備	8
第9節	物資の調達、供給活動	8
第10節	只見町業務継続計画の策定	8
第11節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	8
第12節	防災業務関係者の人材育成	9
第13節	防災訓練等の実施	9
第1	訓練計画の策定等	9
第2	訓練の実施	10
第3	実践的な訓練の実施と事後評価	10
第14節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	10
第15節	災害復旧への備え	10
第3章	緊急事態応急対策	11
第1節	基本方針	11
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	11
第1	特定事象等発生情報等の連絡	11
第2	応急対策活動情報の連絡	11
第3	一般回線が使用できない場合の対処	11
第4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	11
第3節	活動体制の確立	12
第1	町の活動体制	12
第2	専門家の派遣要請	12
第3	応援要請及び職員の派遣要請等	12
第4	自衛隊の派遣要請等	12
第5	原子力被災者生活支援チームとの連携	12
第6	防災業務関係者の安全確保	12

第4節	住民等への的確な情報伝達活動	13
第1	住民等への情報伝達活動	13
第2	住民等からの問い合わせに対する対応	14
第3	広報及び指示伝達	14
第5節	屋内退避、避難収容等の防護活動	14
第1	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	14
第2	指定避難所	14
第3	広域一時滞在	15
第4	安定ヨウ素剤の予防服用	15
第5	要配慮者等への配慮	15
第6	学校等施設における避難措置	15
第7	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	15
第8	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	15
第9	飲食物、生活必需品等の供給	15
第10	退避等の指示	15
第11	退避等の方法	16
第12	周辺市町村への避難	16
第13	他市町村からの避難者の受け入れ	16
第14	退避等の誘導	16
第15	立入制限等の措置	16
第16	治安の確保等	16
第17	火災の予防	17
第18	飲食物の摂取制限等	17
第6節	緊急輸送活動	17
第1	緊急輸送活動	17
第2	緊急輸送のための交通確保	17
第7節	救助・救急、消火及び医療活動	17
第1	救助・救急及び消火活動	17
第2	医療措置	18
第8節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	18
第1	当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置	18
第2	町のとりべき措置	18
第9節	自発的支援の受入れ等	18
第1	ボランティアの受入れ	18
第2	国民等からの義えん物資、義えん金の受入れ	18
第10節	行政機関の業務継続に係る措置	18
第4章	原子力災害中長期対策	19
第1節	基本方針	19

第2節	緊急事態解除宣言後の対応	19
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	19
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	19
第5節	各種制限措置の解除	19
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	19
第1	災害地域住民の記録	19
第2	災害対策措置状況の記録	19
第7節	被災者等の生活再建等の支援	20
第8節	風評被害等の影響の軽減	20
第9節	被災中小企業等に対する支援	20
第10節	心身の健康相談体制の整備	20

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生した際、只見町及び防災関係機関がとるべき必要な対策について定め、原子力防災事務又は業務の遂行によって町民等の安全・安心を確保することを記載する。

第2節 計画の性格

第1 只見町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

只見町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）を参考に作成したこと、さらに、国、福島県の指針や計画の見直しを踏まえ、随時、見直しを行うことを記載する。

第2 只見町地域防災計画との関係

「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「只見町地域防災計画（風水害等災害対策編、地震災害対策編）」に拠るものであることを記載する。

第3節 計画の周知徹底

関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものであることを記載する。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

只見町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守することを記載する。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

只見町は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において規定する「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）」（原子力施設から30km以内）には含まれないが、風評被害により町民生活や産業に大きな影響を及ぼしていることを記載する。

第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる広域に影響を与える可能性の高い放射性物質等があること、あわせて、放出されたこれらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）の拡散について記載する。

第2 過酷事故等により想定される原子力災害の影響

原子力発電所の過酷事故等による被ばくの影響と適切な措置により被ばくの低減化を図ることにより被害の拡大を防止する必要があることを以下の項目毎に記載する。

- 1 放射性物質及び放射線による被ばく
- 2 被ばくの低減化措置

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

国の原子力災害対策指針では、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）」について今後の検討課題となっており、只見町において、今後、原子力災害対策指針の改正に基づき定めるPPAとすることを記載する。

第7節 関係機関による応援協力

国の対策と併せて、県や近隣市町村及び関係市町と連携して災害応急対策活動にあたり、防災関係機関等相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図ることを記載する。

第8節 原子力防災体制等の整備

只見町防災会議が、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関して学識経験者など専門家から助言を得るものとすることを記載する。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものであることを記載する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めること、あわせて事業者委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）について、協定の締結等を記載する。
- 2 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握、不足が懸念される場合について記載する。
- 3 指定避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進について記載する。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

国、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備することや原子力事業者との連携についても検討することを記載する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 1 町と関係機関相互の連携体制の確保
国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報通信のための県総合情報通信ネットワークの強化等を記載する。
- 2 機動的な情報収集体制
機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図ることを記載する。
- 3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定
情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど等を記載する。
- 4 非常通信協議会との連携
有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策について記載する。
- 5 移動通信系の活用体制
移動通信系の活用体制の整備について記載する。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

意見聴取・連絡調整等のための仕組みの構築について記載する。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

人材の育成・確保及び専門家の意見の活用などの必要な体制の整備について記載する。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進について記載する。

3 防災対策上必要とされる資料

原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する以下の項目に関する具体的な資料等と管理について記載する。

- (1) 原子力施設に関する資料
- (2) 社会環境に関する資料
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- (4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- (6) 避難に関する資料
- (7) 防災対策の実施に関する資料

第3 通信手段・経路の多様化

緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、整備方針等を具体的に記載する。

1 回線網の整備

県と連携し、緊急時における通信体制、回線網の整備・維持について記載する。

2 通信手段・経路の多様化

以下の項目に関する具体的な内容について記載する。

- (1) 防災行政無線の整備
- (2) 災害に強い伝送路の構築
- (3) 機動性のある緊急通信手段の確保
- (4) 災害時優先電話等の活用
- (5) 通信輻輳の防止
- (6) 非常用電源等の確保
- (7) 保守点検の実施

第4節 緊急事態応急体制の整備

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、緊急事態応急体制に係る事項の検討とあらかじめ必要な体制を整備することについて記載する。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置や協力が必要と認められる場合に係る通報を受けた場合に対して只見町の対応を記載する。

第2 災害対策本部体制等の整備

災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等に記載する。

第3 長期化に備えた動員体制の整備

事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制等について記載する。

第4 防災関係機関相互の連携体制

各防災関係機関の役割分担と相互の連携体制の強化について記載する。

第5 自衛隊との連携体制

自衛隊との連携体制について記載する。

第6 応援要請等に基づく受け入れ体制

1 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などについて記載する。

2 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備などについて記載する。

第7 モニタリング体制等

県が実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制について記載する。

第8 複合災害に備えた体制の整備

複合災害に備えた体制の整備について記載する。

第9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

人材及び防災資機材の確保等について記載する。

第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 情報項目の整備

周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化について記載する。

第2 情報伝達手段の整備

防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備について記載する。

第3 住民相談窓口の設置等

住民相談窓口の設置等、あらかじめその方法、体制等について記載する。

第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備

要配慮者への情報伝達体制の整備について記載する。

第5 多様なメディアの活用体制の整備

多様なメディアの活用体制の整備について記載する。

第6節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

屋内退避及び避難誘導のための計画作成と町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合、他の市町村からの避難者の受け入れ等について記載する。

第2 指定緊急避難場所等の整備

1 指定緊急避難場所等の整備

風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等について記載する。

2 避難誘導用資機材等の整備

住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備について記載する。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めることについて記載する。

4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等について記載する。

5 応急仮設住宅等の整備

応急仮設住宅の建設に要する資機材等の調達・供給体制を整備について記載する。

6 救助に関する施設等の整備

救助に必要な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金について記載する。

7 被災者支援の仕組みの整備

被災者支援の仕組みの整備等について記載する。

8 指定緊急避難場所における設備等の整備

要配慮者にも配慮し、避難の実施に必要な施設・設備の整備について記載する。

9 物資の備蓄に係る整備

避難生活に必要な物資等の備蓄、備蓄のためのスペースについて記載する。

第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

1 要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、以下の事項に取り組むことについて記載する。

(1) 要配慮者に関する情報を把握と関係者との共有に関すること

(2) 情報伝達体制の整備に関すること

(3) 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に関すること

2 必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図ることについて記載する。

3 患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について記載する。

4 社会福祉施設の入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備について記載する。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設管理者の園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールについて記載する。

第5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

不特定多数の者が利用する施設の管理者の避難誘導、訓練の実施について記載する。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

住民等の避難状況を的確に確認するための体制について記載する。

第7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

被災者の避難元と避難先の市町村が共有する仕組みについて記載する。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に必要な資機材や人員等について記載する。

第9 指定緊急避難場所・避難方法等の周知

避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法、屋内退避等の周知について記載する。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

医療等に関する専門家の移送協力について記載する。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

道路関連設備について記載する。

第8節 救助・救急、医療、医療体制等の整備

- 1 職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化について記載する。
- 2 住民等の健康管理、汚染検査等の体制の整備について記載する。
- 3 国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換について記載する。

第9節 物資の調達、供給活動

- 1 大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についての備蓄・調達・輸送体制について記載する。
- 2 物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう体制を整備することを記載する。

第10節 只見町業務継続計画の策定

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等について記載する。

第11節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- 1 原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動の事項について記載する。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - (2) 原子力発電所の概要に関すること
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること
 - (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - (5) 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
 - (6) コンクリート屋内退避所、指定避難所に関すること

- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動に関すること
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること
- 2 教育機関における防災に関する教育について記載する。
- 3 要配慮者への配慮することについて記載する。
- 4 避難状況の確実な把握に向けて、住民等へ周知について記載する。
- 5 各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存することについて記載する。

第12節 防災業務関係者の人材育成

1 他機関の行う研修の活用

原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等の人材育成について記載する。

2 研修の実施

原子力防災業務関係者に対する研修、研修成果を訓練等の確認等について記載する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第13節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定等

1 要素別訓練等の計画立案

訓練の実施計画を立案することについて記載する。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時モニタリング訓練
- (4) 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 住民に対する情報伝達訓練

(7) 住民避難訓練

2 総合的な防災訓練の計画作成への参画

詳細な訓練シナリオの作成、訓練の実施計画の企画立案への参画について記載する。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練について記載する。

2 総合的な防災訓練の実施

国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練の実施について記載する。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

1 実践的な訓練の工夫

参加者に事前にシナリオを知らせない訓練などの実践的な訓練などについて記載する。

2 訓練の事後評価

訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価実施について記載する。

3 訓練方法及び事後評価の方法の見直し

町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故についての対応について記載する。

- 1 消防職員の安全確保と消火、人命救助、救急等必要な措置について記載する。
- 2 原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置について記載する。
- 3 事故現場周辺の住民避難等安全を確保するために必要な措置について記載する。

第15節 災害復旧への備え

国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等について記載する。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

緊急事態の段階に応じた対策について記載する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

防災関係機関の相互に通報連絡を行うことについて記載する。

第1 特定事象等発生情報等の連絡

原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置や協力が必要と認められる場合に係る通報を受けた場合について記載する。

第2 応急対策活動情報の連絡

- 1 県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等の随時連絡について記載する。
- 2 自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなどの連絡について記載する。
- 3 各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡について記載する。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合の情報収集・連絡について記載する。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策について記載する。

第3節 活動体制の確立

第1 町の活動体制

1 事故対策のための警戒態勢

以下の項目について具体的な内容を記載する。

- (1) 警戒態勢
- (2) 情報の収集
- (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣
- (4) 国等との情報の共有等
- (5) 警戒態勢の解除

2 災害対策本部の設置等

以下の項目について具体的な内容を記載する。

- (1) 只見町災害対策本部の設置
- (2) 災害対策本部の廃止

3 災害対策本部等の組織及び配備体制等

災害対策本部等の組織及び配備体制等について具体的な内容を記載する。

第2 専門家の派遣要請

国に対して専門家の派遣を要請することについて記載する。

第3 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

応援協定等に基づく応援要請について記載する。

2 職員の派遣要請等

指定地方行政機関の職員の派遣について記載する。

第4 自衛隊の派遣要請等

自衛隊の派遣要請について記載する。

第5 原子力被災者生活支援チームとの連携

国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携について記載する。

第6 防災業務関係者の安全確保

緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保について記載する。

1 防災業務関係者の安全確保方針

災害特有の異常心理下での活動においてける安全確保について記載する。

2 防護対策

- (1) 防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置に

ついて記載する。

- (2) 防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力要請について記載する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護について記載する。
- (2) 職員の被ばく管理について記載する。
- (3) 県など関係機関に対し除染等の医療措置の要請について記載する。
- (4) 町の防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保について記載する。
- (5) 国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換について記載する。

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

住民等の安全を確保する正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、住民等からの問合せ、要望、意見などに適切な対応を行える体制の整備について記載する。

第1 住民等への情報伝達活動

1 迅速・的確な情報提供

住民等に対する的確な情報提供、広報活動について記載する。

2 例文の準備、情報の一元化

あらかじめわかりやすい例文を準備すると情報の一元化について記載する。

3 情報提供の定期性等

定期的な情報提供について記載する。

4 適切な情報の提供

要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達など町が行う情報伝達事項について記載する。

- (1) 事故の概要
- (2) 原子力発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) モニタリングの結果及び国による放射能影響予測等
- (5) 町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
- (6) 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- (7) 住民等のとるべき措置及び注意事項
- (8) 交通規制、避難経路及び避難所
- (9) その他必要と認める事項

5 内容の確認

住民等に対する情報の公表、広報活動について記載する。

6 様々な情報伝達手段の活用

様々なメディアを活用し、的確な情報の提供について記載する。

7 住民等への周知

住民等へ周知について記載する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

住民等からの問い合わせに対応について記載する。

第3 広報及び指示伝達

1 住民等への広報

住民等に対する事項について広報を行うことについて記載する。

- (1) 災害の現況及び今後の予測
- (2) 関係市町村及び県並びに国、防災機関の対策状況
- (3) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (4) その他必要と認める事項

2 情報の指示・伝達

あらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達について記載する。

第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策の実施について記載する。

2 避難やスクリーニング等の場所の情報提供

スクリーニング等の場所、災害の概要その他の避難に資する情報の提供について記載する。

3 避難状況の確認

住民等の避難状況の確認について記載する。

4 町の区域を越えて避難等の受け入れ先等について県との協議について記載する。

第2 指定避難所

- 1 あらかじめ指定された施設以外の避難所の開設について記載する。
- 2 要配慮者の居場所や安否確認と把握した情報について記載する。
- 3 指定避難所における生活環境、家庭動物のためのスペースの確保について記載する。
- 4 必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策について記載する。
- 5 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営について記載する。
- 6 避難の長期化等について記載する。
- 7 指定避難所の早期解消について記載する。
- 8 避難者の健全な住生活の早期確保について記載する。

第3 広域一時滞在

- 1 県内の他の市町村への受入れについて記載する。
- 2 被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について記載する。
- 3 他の市町村からの被災者を受け入れについて記載する。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用

服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置について記載する。

第5 要配慮者等への配慮

- 1 避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等について記載する。
- 2 入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院について記載する。
- 3 社会福祉施設の入所者又は利用者の避難について記載する。

第6 学校等施設における避難措置

学校等施設における生徒等の避難、生徒等の保護者へ引き渡した場合の連絡について記載する。

第7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設における避難について記載する。

第8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置について記載する。

第9 飲食物、生活必需品等の供給

- 1 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の調達と確保、ニーズに応じて供給・分配について記載する。
- 2 備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者への供給について記載する。
- 3 供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合について記載する。

第10 退避等の指示

- 1 警戒区域の設定
防護対策地区内の住民等に対する退避等の指示を受けたとき、警戒区域を設定ことについて記載する。
- 2 町が講じておく措置
退避等措置計画について定めておく事項を記載する。
 - (1) 行政区ごとに把握し、又は定めておく事項
 - (2) 広域避難等のために定めておく事項

3 屋内退避

屋内退避の指示について記載する。

4 コンクリート屋内退避又は避難

- (1) コンクリート屋内退避又は避難の措置について記載する。
- (2) 住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施することについて記載する。

第11 退避等の方法

1 屋内退避

- (1) 屋内退避の指示があった場合の原則について記載する。
- (2) 戸外にいる住民等に対する退避の指示について記載する。
- (3) 防災行政無線の広報手段を用いた災害の広報について記載する。

2 コンクリート屋内退避又は避難

- (1) 屋内退避所の指定の際の注意について記載する。
- (2) 職員を派遣して退避者の保護について記載する。
- (3) 住民等の集合場所の指定、消防署職員、消防団員又は警察官の誘導について記載する。
- (4) 集合場所から避難所への住民等の輸送について記載する。
- (5) 自力で退避又は避難のできない者等の救出について記載する。
- (6) 退避又は避難の措置の実施状況の把握について記載する。

3 被ばくの低減

被ばく低減のため、退避等を行う住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意について記載する。

第12 周辺市町村への避難

- 1 受け入れ市町村との連絡及び避難者の指導等について記載する。
- 2 避難の優先順位の高い者から順に輸送することについて記載する。

第13 他市町村からの避難者の受け入れ

指定する施設の避難所としての提供と必要な協力活動について記載する。

第14 退避等の誘導

退避等の誘導について記載する。

第15 立入制限等の措置

警戒区域における者および車両等の立ち入りの制限について記載する。

第16 治安の確保等

立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺における、パトロールについて記載する。

第17 火災の予防

応急対策実施区域及びその周辺における火災予防について記載する。

第18 飲食物の摂取制限等

1 飲食物の検査

飲食物の検査の実施について記載する。

2 摂取制限等の措置

飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除の実施について記載する。

3 飲料水及び飲食物の供給

飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示されたときの対処について記載する。

第6節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲及び順位

緊急輸送の範囲と順位について記載する。

2 緊急輸送体制の確立

(1) 円滑な緊急輸送の実施について記載する。

(2) 必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請することについて記載する。

第2 緊急輸送のための交通確保

道路管理者の緊急輸送のための交通の確保に必要な措置について記載する。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

1 資機材の確保

救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置について記載する。

2 応援要請

消防庁、県、他市町村、原子力事業者等に対する応援の要請について記載する。

3 応援要請時の留意事項

応援要請時の留意事項について記載する。

(1) 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

(2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員

(3) 町への進入経路及び集結（待機）場所

(4) その他

第2 医療措置

県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療に対する協力について記載する。

第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

運搬中に事故が発生した場合に対する町の対策方針について記載する。

第1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置

- 1 事故発生等の通報連絡
発見の通報を受けた場合について記載する。
- 2 原子力事業者の応急措置
原子力事業者の必要な措置について記載する。

第2 町のとりべき措置

住民等の安全を確保するための必要な措置について記載する。

第9節 自発的支援の受入れ等

第1 ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れに際しての支援について記載する。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

- 1 義援物資の受入れ
国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望及び受入れを希望しないものについて記載する。
- 2 義援金の受入れ
義援金の配分と配分方法について記載する。

第10節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 役場の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合について記載する。
- 2 退避後も継続する必要がある業務について記載する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策についての中長期の基本方針について記載する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施について記載する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

避難区域の見直しについて記載する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染への対処について記載する。

第5節 各種制限措置の解除

各種制限措置の解除について記載する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

避難所等においてとった措置等の記録について記載する。

第2 災害対策措置状況の記録

応急対策措置及び事後対策措置の記録について記載する。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 被災者等の生活再建に向けた生活全般にわたってきめ細かな支援について記載する。
- 2 被災者の自立に対する援助、助成措置について記載する。
- 3 災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について記載する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動について記載する。

第9節 被災中小企業等に対する支援

設備復旧資金、運転資金の貸付、被災中小企業等に対する援助、助成措置について記載する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

居住者等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量の検査体制の整備について記載する。